

国土利用計画法に基づく届出以外にも、**土地開発や土地取引の前に以下のような届出や許可等が必要です。**

(令和4年4月1日現在)

**市 薩摩川内市土地利用対策要綱に基づく承認（薩摩川内市全域）**

① **1,000㎡以上**の土地開発

※都市計画法・森林法・採石法・砂利採取法に該当する場合、この承認は必要ありません。

【問合せ先】薩摩川内市 都市整備課 都市計画・景観グループ TEL (0996) 23-5111

**市 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域からの除外の申し出**

農用地区域内の土地を農用地区域から除外する場合

【問合せ先】薩摩川内市 農業政策課 TEL (0996) 23-5111 又は各支所 地域振興課

**市 農地法に基づく申請**

農地の転用や売買等をする場合

【問合せ先】薩摩川内市 農業委員会 TEL (0996) 23-5111 又は各支所 地域振興課

**市 文化財保護法に基づく届出**

◎事前届出：「周知の埋蔵文化財包蔵地」において開発行為をする場合

◎発見時届出：開発時に「周知の埋蔵文化財包蔵地」外において土器・石器を発見した場合

【問合せ先】薩摩川内市教育委員会 社会教育課 TEL (0996) 23-5111

**市 薩摩川内市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づく許可等**

薩摩川内市伝統的建造物群保存地区（約19.2ヘクタール）において、建築物や工作物等の新築・増改築・除却など現状を変更する行為

【問合せ先】薩摩川内市教育委員会 社会教育課 TEL (0996) 23-5111

**市 景観法に基づく届出（薩摩川内市全域）**

① **1,000㎡以上**の開発行為等 ② **300㎡以上**の土砂石の採取 ③ **1,000㎡以上**の木竹の伐採

【問合せ先】薩摩川内市 都市整備課 TEL (0996) 23-5111

**市又は県 森林法に基づく届出又は許可（地域森林計画の対象となっている森林の開発）**

◎開発行為をする森林面積が**10,000㎡以下**の場合は、「伐採届」が必要

【問合せ先】薩摩川内市 耕地林務水産課 TEL (0996) 23-5111 又は各支所 地域振興課

◎開発行為をする森林面積が**10,000㎡を超える**場合は、「林地開発許可」が必要

【問合せ先】鹿児島県 北薩地域振興局 林務水産課 TEL (0996) 25-5509

**県 都市計画法に基づく開発許可**

① **3,000㎡以上**の開発行為（都市計画区域内） ② **10,000㎡以上**の開発行為（都市計画区域外）

【問合せ先】鹿児島県 土木部 建築課 監視指導係 TEL (099) 286-2111（内線3739）

**県 鹿児島県土地利用対策要綱に基づく承認**

一団**10,000㎡以上**の土地開発

※都市計画法・森林法・採石法・砂利採取法の許認可を必要とする場合は10万㎡以上

【問合せ先】鹿児島県 総合政策部 地域政策課 土地対策係 TEL (099) 286-2438

**県 大規模取引等事前指導要綱に基づく事前指導の申し出（任意）**

①一団**50,000㎡以上**の土地取得 ②一団**10,000㎡以上**の農用地区域を含む土地取得

③一団**20,000㎡以上**の農地もしくは採草放牧地を含む土地取得 など

【問合せ先】鹿児島県 総合政策部 地域政策課 土地対策係 TEL (099) 286-2438

**県 鹿児島県自然環境保全条例に基づく届出**

**10,000㎡を超える**土地開発等

【問合せ先】鹿児島県 環境林務部 自然保護課 自然公園係 TEL (099) 286-2617

**県 土壌汚染対策法に基づく届出**

**3,000㎡以上**の土地の形質変更（盛土のみの場合を除く）

【問合せ先】鹿児島県 環境林務部 環境保全課 水質係 TEL (099) 286-2629

※詳細については関係機関へお問い合わせください。上記以外にも届出・許可等が必要な場合があります。